京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十三年 紀元二千五百七十年

本紙定價 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一ヶ月十五錢

月曜日及び大祭日の翌日は休刊（日刊）

廣告料金 ▲五號活字十七字詰一行金五十錢▲雜報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢

發行兼編輯人 高木久馬太
印刷人 松久祥一郎

發行所 京城西署西小門通（電話六六三） 京城新報社

雜錄

漢城より

（十五日） 熊浦逸人

▲石塚參與官は東上の途中、或人に向ひ、朝鮮に於ける民團制は自然廢止さるべきものなるも、之れに代ふるに如何なる制度を以てすべきやは未だ確定し居らずと語りし由、民團の斯る狀態に置かるゝは、甚だ好ましからざる事なり、何となれば、内地人の公的經營は、既定のもの〻外、一時全く中止せらるべければなり、然るを總督府にては未だ成案無しと聞きては聊か心細からざるを得ず、

▲吾等の嘗ても云へる如く、今の民團の如きもの、即ち内地人のみの一種の自治機關を設くるの必要は、併合後の今日と雖ども從來と殆んど何の差も無し、否恐らくば今後五七年、或は十年二十年の久しき何必要あるやも知れず、若し自治機關の名を許さずとせば、兎に角朝鮮の外國たりし時代に於ける吾居留民が自治の歷史を存し、且つ朝鮮の我帝國の領土となれる今後の内地人の利益を計ること、我民團役所若くば民會の如き最もファミリアルなる一種の機關を設けられたきものなり、

▲或學校の職員の曰へるは、學校教員ほど同職間互に猜忌嫉妬の甚だしきは莫なしと、教員と雖ども母の胎内に在る頃よりの約束にして教諭たり、訓導たるワケのものでも無きに、教員たるが故に特に爾るは如何なる原因あるが爲めか、兒童の教育上容易ならざる障害なきを保せざれば、教員自身省みては濟されぬ問題なり、教員自身省みて愼ひを要せずや、

▲京城の電車線路が複線となりし爲め少しは速力も疾くなれり、其の早くなりしは誠に結構ながら、通行者は大に危險を感ずる樣になれり、就中南大門停車場前より理事廳下に至る間を以て甚だしと爲す、通行者は固より十分の警戒を加ふべきも、電車の運轉手はノツソリ閑として過つて人を傷くることなきを念とせよ、前以て注意を與へ置くもの也、

▲從來は上が上に土砂を敷きたる南大門通りをば、今度は堀下げて何か修理やら破壞やらを爲し居れり、善くなるか惡るくなるかは、出來ての上ならでは評する能はざるも何となく兒戲に類するやうに思はるゝ也。

雜報

安東縣の工業

安東縣に於ける邦人の工業は電燈會社及び柞蠶製糸試驗場にて日清合同事業には本年來開始したる日興油房あり其他煉瓦、瓦製造所、石灰製造所、鐵工所、精米所等あるも未だ記すに足るものなし清國人の工業は舊式にして一も文明的機械を利用せる工業なく單に其附近の需用を滿すに過ぎざるが今安東清人側工業の大要を擧げんに

▲靴舖 其數二十八戸にして一ヶ年の製產高多きは一萬兩少なきも一千兩を下らず使用人も少なきは二人多きは十數人に及び其年製產額十五六萬兩を數ふ

▲繩麻舖 全戸を通じて二十戸なり一戸の製造年額二千斤より一万五千斤に及ぶ從業者又少きは三人多きは七人に至り全市内總製產年額十三萬一千斤

▲煉瓦製造所（磚窯房） 總數七戸あり一戸の製造額多きは百廿萬少きは卅萬個其產額煉瓦三百萬個瓦三十萬個而して從業者數百餘人賃金月額十五元内外

▲油房 當市有數の貿易品として其規摸又た隨て大なり其資本金多きは二万兩少なきも五千兩と稱し一戸の製產額小は豆粕三萬五千豆油十七萬斤より大は豆粕五萬五千斤豆油二十五萬斤に至り目下の從業者一戸年額總計四十三四萬兩を數ふ

▲染房 總計十九戸あり一戸の製產高小は四千兩より大は一餘萬兩に及ぶ其總製年額十五万一千兩を下らず而して其染代は物品及び其染料により一定せざるも多くは總價の五分を標準となし居れり

▲撚糸舖（柞蠶製造所） は一戸にして其の年額五万四千兩總業者二百二十人にして男工の月給は十一二元とす

▲其他 （香局線香製造所）熟皮舖（製皮屋）銅器舖、錫屋、銀局（銀細工）銀舖、馬鞍舖（馬具屋）紙局等あれども語るに足らず由來安東縣の舊市街支那町も近來著るしく發達せし處とて最も信用ある可成手廣く商業を營みつゝあるものと雖も其の資本金は大概四五萬圓を出るものなく而して是等の商人は山東方面より來れる苦力の成功せるもの多きを占め居ると云へり

●銃器私藏者の檢擧

曩に兩班某が二三名と共謀し邦人より銃器を購入せんとして其筋に檢擧されしや爾來銃器の私藏者は大に恐惱し後難を恐れて自から委棄するものもあるよしなるが當局者に於てもイヤが上に其私藏者を嚴索し居るより時々若干の發見をなすが何分家屋の構造が構造丈けに果して私藏し居るか否の見當を附くるまでは容易の業ならぬが先づ京城内には最早其跡を絕ちたるものゝ如きも過日來邦人にして朝鮮人に銃器を賣込まんとしたる朝鮮人にして米國製新式中折銃を邦人に賣渡さんとして發覺せる事實もあれば其取締は毫も緩うせず是れと同時に城外に於ける探索を益嚴にして其檢擧に努力し居れりと云ふ

文苑

英雄と小說家

閑々生

英雄多感、もと淚多し、一世に嘯傲すれば風雲を驅り雷霆を叱し、龍の如く雄に、虎の如く猛なりと雖も、美人一掬の熱淚には其の心膽を萬斷し、溺死の孤兒哀を求め、零丁の亡臣救を請へば、嗚咽、志を回して竟に一身を拋つ、項王を見よ、南洲を見よ、近くは乃木東郷兩將軍の如きを見よ、彼れ實に英雄に非ずや、粗豪磊碨、人の頭を斫ること草の如く、人の家國を蹂躙すること砂の如し、是れ鬼乎將た狼乎、然れども彼れ眼光一閃能く人情の細微に徹し、其弱點を知悉するが故に、萬衆を指揮して手足に同じ、ナポレオンを見ずや、クロムエルを見ずや、彼等豈に英雄に非ずや、誰れか英雄を木石の如しといふ、彼は實に怜悧なる粹士也、誰か英雄を粗豪なりといふ、彼れは實に多情なる神經家なり、我が小說家は何ぞ斯の如き人物を十二分に描かざるや、尋常多情の才子美人は、是れ一個の痴男痴女のみ、多情なりと雖も眞情なく、多才なりと雖も異才なし、之を寫すは何ほ紗中に花を描き、雲裏の月を描くが如し、安んぞ紅粉陸離たるを寫すに如かんや、眞の小說を得んと欲せば、請ふ先づ英雄を描せ。

▲女性の四季

歐骸生

◎秋

つるしさげたるかやの内
すや／＼眠むる幼な兒を
餘念もなげに打守り
物思はしき時ぞある
是れに上こす物とては
あらぬ我が子の思愛に
溢るゝ思ひいつしかに
顔に笑をばふくませて
あゝと彼の女は叫びたり
此處に眠りし此の子こそ
智育德育体育も
なに不足なく受けさせて
智識才能何にひとつ
劣る事とてあらなくて
すべて諸人に打優り
天晴れ天下に高き名を
とゞろかすべき青年と
育つる事のあたひなば
わが身の幸ひ如何にぞや

俳句

漢陽吟社句集

花儒園主人選

萩咲くや庵は野續き山つゝき 如春子
月すむや船から見ゆる國の山 西都
鵲鳴や拭ふたやうな朝日和 如春子
月によきいほや松あり流あり 同
燈ろよろ／＼竹より奥に碪哉 半韓
憎くまれし雲はかくれて月昇 同
明月や宮からもどるかさゝ馬 西都
鵲鳴くや夕陽まばゆき寺の杉 如春子
陰陽に音うち分るきぬたかな 思遠
しほさきに流れて長し月の影 梅窓

講談

越後傳吉

大岡政談 第七十八回 旭堂南陵講

傳吉の周圍を役人がゾロ／＼と取卷き 役『傳吉、傳』『ハイ』役『向ふは其方の實田村ぢや、見ねたか』傳吉首を振つて居る 役『見ねぬか、是非に及ばぬ、引廻せ』氏神の境内で水垢離を取つてワア／＼騷いで居る處へ七八人の若い者が飛込んで來て 若『ヤア、ねらアことが出來たぞ、井上の小旦那が引廻されて來なすつた、ソレ向ふに引廻されて來なすつた』これを聽くと仰山の百姓が一時にワアーッと聲を揚げた ○『乃公ア聞いてるのに、罪が決つたら二十日でも三十日でも御牢内に置くといふだ、一昨日爪印口書が濟んだに今日首を斬る奴はねえもんだ、それッ、役人が惡いだ、小旦那は死なしちやアなんねえ』といふと氣の立て居る百姓が、ワアーッといふので看る／＼間にろの周圍を取卷いた、役人は 役『コレ／＼靜にいたせッ、靜にいたせ』○『ヤア傳吉旦那は惡い事をする人ぢやアねえ、一命を助けて下せえ、コレ泉嶺へこの侍をやつちやアなんねえぞ、みんなで泉嶺へやつちやアなんねえ、助けてねえ／＼』ウワーッ、役人は 役『コレ／＼、近寄つては相成らぬ、控へて居れいッ、其所開けッ』と聲を嗄して居るが、何うして聽くどころぢやアない、到底役人は引廻しに歩けない大勢が取卷くから ○『やるなよウーッ、やるなよーッ、泉嶺へやるなよーッ』と百姓がワア／＼騷いて居ると、傳吉の一命は只今の時計でいふたら一秒／＼縮むといふても宜い、此方はさう云ことになつたと知らない與兵衛、その夜の間に宙を飛して駕を乗込む……が追分の宿、玉屋といふのは中村屋與兵衛が深く交際をして居る旅籠屋仲間、戸外はシーンとして居る、ドン／＼ 與『オイ、一寸開けてくれ、一寸開けてくれ、オイ』トン／＼、トン／＼ 與『オイ』トン／＼トントン 玉『オウ……』與で返辭をしたのは玉屋の主人 玉『誰だ／＼、今頃に叩くのは』與『中村屋だ』玉『オウ兄弟か……オイ起きんか子の吉イ、ウ丑藏ウ、寅右衛門』干支を起して居るやうな名前だ 玉『起きろ／＼、コラ、一人起きんか、仕樣のねえ奴ぢやナ、皆グウ／＼寢てしまひやアがつて……』いひながら玉屋の主人金兵衛、自ら表戸をガラ／＼ツ 金『ヨウ中村屋、遲かつたナ』與『まだ來ねえだらうナ』玉『フム、そのまゝ駕籠を上まで上げてくれ』漸う駕籠を家へ入れて 與『濟まねえがこんなり駕籠を借て置くよ』若『へイ／＼』何うかれ使ひなすつて……與『これは酒代だ』若『へ、有難うございます』掛つて居る繩をグル／＼と解いて 與『ねせん』仙『ハイ叔父さん』與『サア／＼、此方へ出ろ／＼』仙『ハイ』玉屋が 金『オウ中村屋、甚く弱つてるナ』與『ム、弱つてる、何だか轉言ばかりいふんだ』仙『叔父さん郡奉行や、はや、庄左衛門……』與『アヽこれからだ／＼、旦那どんの敵討は出來た此方へ來い／＼』當人の手を取つて 與『さて玉屋、ね着きは何時だ』玉『さうだナ、確乎踏んだがね、晝過ぎにやアれ入りなさるだらうよ』與『さうか、それぢやアそれまでの間だ』金『大きにさうだ』與『ねせん、今乃公がいひ聽かすことを能う聽けよ』仙『ハア』與『汝と乃公とがどんな事をしても郡奉行を初め、庄左衛門や、はやの三人を殺すことは出來ねえから、殺すのは上役人の手を藉りて旦那の敵を討つんだ』仙『ハア』與『宜いか、天下れ役人の若年寄といふ大役を勤めて居られる松平伊賀守といふ貴いお殿樣が、北陸巡行でこの國に廻つたんだ』仙『ハア』與『その人がこの追分の宿に入るから』仙『ハア』與『その人に此れ駕籠に縋つて、松平伊賀守樣に汝が嘆願をするんだ、直訴だ』仙『叔父さん、直訴……』與『さうだ、直訴したものは一命がねえぞ』仙『妾ア死んでも構はねえだ、旦那どんの一命さへ助かつたら』與『ヨシ／＼、能ういふた、乃公も死んでも構はねえのだ、直訴すりやア乃公と汝との二人は惡く行くと牢に入るんだ』仙『ナーニ牢へ入つても構はねえだ』與『能ういふた、二人は死んでも構はねえ、旦那どんを助けるんだ、郡奉行に庄左衛門、はやの三人は殺すんだから、宜いから』仙『ハア……』



東京電報

●道路法案の内容　第二十七議會に提出すべき道路法案は全文六十四條より成り其要點は國道の築造は國庫の負擔とし地方道（府縣道）の築造は府縣とし里道は市町村道にて市町村の負擔とし管理は築造者の一致す適度に使用し破損を生ぜしめたる者は修築費の幾分を負擔せしむる事なりと云ふ（同上）

●同報電信規則　遞信省令第八十二號を以て同報電信規則を規定し同告示を以て本年十一月一日より中央電信局に於て同報取扱を開始する旨公布せり（同上）

●東宮御所の沈下　同御所は四十一年七月竣工の大建築なるが近來殿舎全部に亘り三寸許り沈下せしと由來此建築物は竣工數年後にして（同上）

●授爵標準の困難　政府は朝鮮貴族令に依り新に授爵の恩命を拜すべき者の身分其他の調査中なるが元の閣臣以外の授爵標準は官歴を主とするか又は單に勳功のみによるべきかに付き議論區々に分れ未だ標準を定むるに頗る苦心し居れりと（同上）

●朝鮮の教育方針　朝鮮人の教育方針に就ては朝野の政治家教育家等は日本語の普及を第一とする事に一致す（同上）

●豫算方針と首相　桂首相は明年度豫算方針を確立の爲め邸に籠り一切の面會を謝絶し居れり（同上）

●勅使ご御下賜品　曾禰子爵逝去に就き過日侍從武官料五千圓下賜せられ又本日侍從差遣され白絹二匹生花一對を靈前に賜はりたり（同上）

雜報

新豫算と新事業

朝鮮總督府四十四年度豫算は新官制發布の後に非ざれば編成の基礎を得難きは勿論なるのみならず今期議會に提出を要する豫算は明年一月より三月に到る四十三年度追加豫算と四十四年度總豫算との二樣作成を要し事頗る複雜なるあり然るに該官制は十月一日より施行せらるべきを以て豫算の編成を了はるは早くも十月下旬遅ければ十一月に入るべし斯くては帝國議會の開期も焦

居り到底充分なる調査を遂げ得べからず故に來年度の總豫算に就ては多少の希望あるも之を具体的に計劃し豫算の要求を爲すは事實上困難なるを以て所謂新事業の如きは絕對に不可能なるべし殊に併合後の朝鮮は暫らく民心の鎭撫と富力の涵養とに全力を傾注するの必要あり且つ一般會計を離れて特別會計を立つるに至りたれば其歳出は自から其歳入に求めざるべからず労々現在の民力にては現状維持の外策なかるべしと云へり

統監東上と通路（京釜沿線の視察）

寺内統監の東上期は略來月十日と内定し居れるが確なる其際は途を京釜線に取り各沿線の視察をなし釜山より乘船さるゝ豫定なりと

電氣取締規則制定

電氣の需要は日に益増加し來れると同時に事故を開始せるもの頻出すれど從來其取締規則の制定し居らざるより目下當局者に於ては右規則制定に從事し居れりと

統監獨前殖相

寺内統監は二十二日午前八時入京の獨逸前殖民大臣デルンブルヒ氏を同日午後七時より統監邸に招待し晩餐會を開き主賓として獨逸總領事其他數名出席する由

宗制寺制の草案

昨今當局者に於ては朝鮮の宗教に付き嚴密に調査を遂げ其宗教と廟寺取締に關し宗制寺制と云ふ如きものを起草し制を制定せしむる事となり目下草案計劃中のよしなるが右は多分新官制と同時に發布さるゝならんと云ふ

●李王家の職制困難

李王家の職員中日本人官吏は高等官の本官以下十一名、囑託七名の多きに達せしが由來其事務の閑散なるは何人も均しく承認する所なれば將來王家の職制を規定せらるゝに付ては其員數過大に失する嫌ひなきにあらず是れを既往に溯りて其由つて來る所を檢すれば或は情實緣故上より來れるものも少からず次官は是等の事情を知悉せざるには非らねど不得已緩用し居り又或部分は素行品性に於て多少議すべき點の風說もあれば是等の問題に立入り今後王家の事務に當らしむべきものは止むを得ざる必要あるもの丶外は決して留任せしめず斷然罷免するの方針なりと尚ほ王家は百五十万圓の歳費を要するに付き是れが收支に就ては殊に嚴密の監督を敢てせざれば弊害百出再び太皇帝時代の狀態を繰返すべきは瞭然たる所なれば我宮家の家職と相異り頗る重要の問題なれば然るべき日本の官吏をして家

●實業教育上の調査　去四月以來五六の公設農業學校開設以來從來の公私立商業學校と補習科の實業學校及び新に私設の商業學校等を合し所謂實業學校なるは十數箇處を算するに到りしが昨今學部當局者は是等各學校生徒父兄の身分職業財産の有無出生地有妻の有無將來の目的普通教育の學校等其他に付き充分の調査を爲し居るよしなるが異日脱稿の上は朝鮮人教育上に資する頗る有益の調査なるべし

●清人に對する訓示　濟洋警察署にては先日管内の清國人を集合し併合後に於ける心得に關し說得する處ありしが其要旨は治外法權の撤去と共に今後は日本の法律により保護さるゝ事となりたるに付き凡てに嚴重の取締をなすべし賭博、チーハー、阿片吸煙の如きは絕對に禁止すべし且つ保護の必要上居留者は必ず屆出べき樣訓示したりと云ふ

●開港場と府尹設置　新官制に於ける地方官制は道郡の二階級に別れ京城は府として府長官を置かるべきは屢次所報の如くなるが唯だ仁川、釜山、元山等重なる開港場は特別の事情あり且つ内外人多數の居住者ありて他の道郡とは同一に律し難きを以て以上の土地は之を府とし府尹を置かるべしと而して府の權限は道を併立して地方行政の首腦を保たしむる筈なり

●王妃殿下の園遊會　十九日は李王妃殿下の御誕辰日に相當するを以て昌德宮にては前宮内府官吏の祝詞を受けられ午後二時より同宮内に二百餘名の賓客を招き園遊會の御催しありたりと云ふ

●市内郵便所の新設　來る二十一日より左記郵便所を設置する旨告示されたり

京城鐘路郵便所　京城南大門通三丁目
京城太平町郵便所　京城太平町一丁目
京城靑葉町郵便所　京城靑葉町

●帝國教育會の決議　帝國教育會にては朝鮮人教育に關して左の如く決議せり

一、日本語普及の急務なること
二、從來の儒教主義を破壞せざる事
三、教育勅語の御趣旨を撤底せしむること
四、衣食住の程度を高むること

●李熹公殿下の展墓　李熹公殿下には十八日午前任陵州の大院君の御墓に展じ封冊の報告祭を行はれたりと

●前統監葬儀ご弔旗　故曾禰子爵の葬儀は十九日東京に於て營まれしを以て統監邸を始め各官衙は半旗を掲揚し弔意を表せり

●長老派牧師の大會　耶蘇教美以教派は過日來開城に於て大會を催ふしつゝあるが同は長老派の牧師も十九日より宣川に於て大會を開催し居れりと

●電信事務取扱開始　來二十一日より左記郵便取扱所及郵便所に於て電信事務開始の旨告示さる　固城郵便電信取扱所▲洪原郵便所

●明石少將の招宴　明石少將は來城中の國民新聞社長德富猪一郎氏を九日午後六時より官邸に招宴したりと

●加藤正憲氏入京　愛媛縣選出多額納税議員加藤正憲氏は去る十八日釜山より入京浦尾旅館に投宿したり

●竹内大尉の出張　軍司令部副官大尉竹内正虎氏は守備隊事務視察の爲め十九日午前發大田方面へ出張したり

合併後の產業振興策（五）

度支部理財課長　藤原正文君談

余輩の繩張り内では現今の施設經營を此儘進行せしむる外は無く、又他に特殊の良策が有りとも思へぬ施設經營を進行せしめるとの意は、例へば金融に關しては現今百の金融組合がある、之れを今年度内に三十程增設する、逐年增加して豫定數三百の組合を設くる、而して金融組合と農工銀行の連絡は一層確實に保たしめ且つ密通せしむる、行く〳〵は不動產擔保貸出し專門の銀行も設立さるゝ時期が來るだらう、是等は何れも豫定の進程に在るので、產業振興の最重大なる要素を成すものと思ふ若し夫れ内務行政に屬する交通機關の設備等の如き、固より產業振作の要件たるに相違なきもこれは、余輩の論議すべき範圍で無いのです云々、

●飯塚氏の觀月宴　齒科醫飯塚徹氏は十七日夜鷺梁津荒井別邸に知友諸氏を招ぎ盛なる觀月の宴を催したり

●執務時間の變更　廿一日より仁川民團執務時間午前九時より午後五時迄

●南大門驛乘降客　十八日の分如左
乘車客　七四七　下車客　九四二
乘車賃金　八九二、二一

●南大門驛荷物扱高　十八日の分如左
發送　五七屯　到着　一三〇屯
送賃金　三四一、九一

●龍山驛乘降客　十八日の分如左
乘車客　二五九　下車客　二九三
乘車賃金　二三五、九六

●龍山驛荷物扱高　十八日の分如左
發送　三屯　到着　十屯
發送賃金　七九、〇五

東拓移住規則内容（中）

斯く移住民を土着せしむる爲に土地所有權の讓渡に就て努めて種々の便宜を與ふるも移住費の貸付に就ては夫々制限を付し團体移民に非らざれば一切之を貸與せず其使用の目的も一定し渡航旅費幷に初年度生計費の如きは之を貸與せざる由なれば同社は團体移民を獎勵すると同時に相當資力あり土着の意思の强固なる移民を選拔せんとする方針なるを知るに足るべし是れ從來の移住農家の成敗に鑑み人選に重きを置き其健全なる發達に伴ふて直接間接に他の移住民を招致せんとする趣にて同社は其直接に取扱をなす移住民に付ては量の多からんよりも寧ろ質の優れたるを以て誇らんとするものゝ如く又同社の趣意を同ふする團体又は個人にして農事經營の爲めに移住民を募集する場合には同社は十分の便宜を與へ其經營者連帶保證の下には會社直接取扱の移民に對すると等しく移住費の貸付をもなすべしといへば間接移民は此方法に於ても大に增加するならむ又同社の移住申込に就ては左の各項を心得べく會社は適當と認めたる者には夫々移住承認書を發送する筈にて單に申込にて直に同社移住民たる資格を有するものにあらざれば假令渡航し來るも同社は承認を與へざる者には何等の便宜を講ずる途なかるべしと云ふ左に移住規則の要點并に注意事項を適記せんに

一、移住地及移住戶數　府縣知事等の手を經又は其他適當方法に依り每年豫め公告すること

二、移住民の種類　甲乙の二種あり甲種移民には田畑を貸付け其時價に對し年六分の利子を付し二十五年以內の年賦償還の方法に依り其代價を支拂はしめたる後土地所有權を讓渡し乙種移民には貸付地を小作せしむ但し乙種移民と雖成績良好なる時は土地所有權を取得し得る場合あり

三、貸付地の面積　甲乙種共移住民一戶に付田畑を通じて弐町歩以內とす但土地の狀況及移住民の家族の多寡等に依りては此制限に據らざることあるべし又移住後の成績良好なるときは移住民自ら選定して申出たる土地を會社にて買入れ當初の貸付地と併せて五町歩迄は貸付年賦償還の方法にて讓渡をなすべし

四、移住希望地の選定　十戶以上の團体をなし甲種移民たらんと希望する者は自分其好む所の移住地を選定して買入方を會社に請求するときは一戶に付貳町歩迄は會社にて都合の出來得る場合は買入貸付を爲すことあるべし

五、未墾地の貸付　未墾地を貸付くる場合には開墾費の一部を貸付くることあるべし

●平北地方山蔘採取　平安北道慈城、厚昌、江界の地方に於ける深林及高山中より產出せる山蔘は同種類中の上乘なるものにして他に此の比類なく夙に絕品と稱せられ朝鮮は勿論淸國各地にも名高かりしが從來是等の遺利は多く淸國人の爲めに採取され朝鮮人の團體を組みて入込むもの尠かりしが近來同地方農民等は漸やく有利有益なるを知覺し本年初夏より同地住民等は一團となり糧食を携帶し約一箇月位入山し採蔘に從事するもの多きに至れり現今同地農家唯一の副業として其の收獲高數万に上れり而して之れが輸出地は淸國を一とし次で日本内地へも輸出し居ること

●朝鮮貿易上半月報　度支部調査に係る九月上半月の朝鮮貿易對照左の如し

區別		本月上半月分	一月以降累計
外國貿易	輸出品價	三三五、二八三圓	一〇、九六七、二三七圓
	輸入品價	三九七、〇七六	三三、〇二〇、九七七
	計	六三二、三六一	三三、九七六、二一四
	輸入超過		
内地朝鮮間貿易	移出品價	四四五、〇三〇	四四五、〇三〇
	移入品價	一、四三四、一一三	一、四三四、一一三
	計	一、八七九、一一三	一、八七九、一一三
	移入超過		
貿易額總計		二、五〇一、四九四	三四、八五七、二四七
前年同期ニ比シ增減		二〇三、八〇〇	一、四二六、四四〇

港別表は左の如し

本月上半月分外國貿易

港別	輸出	輸入
仁川	三八、三七八	二六八、一九九
釜山	五三、七五三	二〇、五六八
元山	二〇、九六三	一一、三六三
鎭南浦	三、五四一	一四、六五九
京城	…	六、四三四
群山	…	一五八
木浦	八、七六三	二、一九〇
馬山	…	…
清津	…	六、九八七
城津	三、三五五	一〇七
新義州	四八、三四九	三七、四一三
平壤	一六三	…
計	三三五、二八三	三九七、〇七八

本月上半月分内地朝鮮間貿易

港別	移出	移入
仁川	五三、九九二	三八三、一一七
釜山	二一五、一六二	四五一、〇五八
元山	一八、七三五	六〇、二四二
鎭南浦	六二、六六〇	六三、二七六
京城	一、七五七	二〇、二六一
群山	八一、六〇二	四六、九八三
木浦	四二、五三九	三九、三〇九
馬山	二、〇五八	一九、八六五
清津	九七〇	三三、一〇六
城津	九三〇	二六、八〇三
新義州	…	七、〇一七
平壤	六九、六二五	九一、〇二三
計	四四五、〇三〇	一、四三四、一一三

●咸鏡北道農作狀況　去る八月上旬本道會寧郡及び豆滿江沿岸地方に於て第二化粟蟊發生せしが八月中旬に亘り本道一帶天候頗る不順にて依然霖雨常なく雨量著しく多量にして殊に八月十二日より十六日に亘り近來稀なる豪雨ありしを以て陰鬱なる氣候に依て著しく發生せし幼虫も多くは大雨のため死滅せしが如く從つて被害も極めて少なし道内は槪して同一の狀況にあり大豆、小豆、粟、玉蜀黍及桑等は相當の成育なるも特に高溫度を要する陸稻、落花生、甘藷、苧麻の如きは成育遲れたり尤も二百十日以内の天候漸く回復し平均氣溫の如き反て上昇せるを以て今後適順に經過せば作況見直すを得可し（鏡城稻苗場報）

●韓銀貨幣發行週報（自九月十一日至九月十七日）

銀行券總發行平均高	一四、四七八、四二九・〇〇〇
内正貨準備發行平均高	五、四九七、三五七・〇〇〇
保證準備發行平均高	八、九八一、〇七二・〇〇〇
硬貨發行高（九月十七日現在）	六、七二一、八二一・二〇〇
内金貨二十圓	一、八五〇、〇〇〇・〇〇〇
同　十圓	五〇、〇〇〇・〇〇〇
同　五圓	[illegible]
銀貨五十錢	九四二、〇〇〇・〇〇〇
同　二十錢	一、六五五、〇〇〇・〇〇〇
同　十錢	一、二二六、三二一・二〇〇
白銅貨五錢	五九六、七五〇・〇〇〇
靑銅貨一錢	二八六、五七五・〇〇〇
同　五厘	七九、一七五・〇〇〇

●京城民會の開會期　京城居留民團にては來る二十三日午後四時より民團役所樓上會議室に於て民會を開會し四十二年度歲出入決算及び龍山民團整理の件等を附議する筈なりと

●兩囑托外人の入京　十八日大藏省囑託米國人アームストロング氏及横濱檢疫所ドクトルアルウエン氏の一行は同日午後八時十分南大門驛着入京目下ソンタクホテルに投宿中なるが十九日は圜丘壇の見物を爲たり

●園藝品評會場準備　第一回園藝品評會は愈々期日も近づきたれば商農商工部の會場等の設備に取掛り陳列場等は已に完成し到着し始めたる物品の陳列を開始せりと

●櫻井小學校開校式　先頃工事竣工なしたる當民團立櫻井小學校は來る二十三日午前開校式を擧行し午後は校庭に於て同校生徒の秋季運動會を行ふ筈なり

●龜山理平太氏出發　臺灣總督府内務局長に榮轉したる龜山理平太氏は過般滯京中のところ十八日朝出發赴任地釜山に向へりと

●和田鑛業顧問入京　朝鮮鑛業顧問なる理學博士和田維四郎氏は十八日入京天眞樓へ投宿せり

公人私人

▲谷川金一郎（警視）　十八日歸京す
▲中村利器太郎氏（大坂三越吳服店支店長）　十七日平壤へ出發
▲近藤虎之助氏（漢城銀行水原支店支配人）　同日水原へ歸任
▲高根信禮氏（木浦居留民團長）　同日木浦へ歸任
▲前田榮一氏（馬山民長）　同日釜山へ
▲向坂幾太郎氏（水原勸業模範所技師）　平壤より同日入京浦尾旅館へ投宿
▲並河理二郎氏（安井銀行頭取）　同日釜山より入京同上投宿
▲並河波藏氏（合同汽船會社重役）　同日釜山より入京浦尾へ投宿
▲園山勇氏（代議士）　同日釜山より入京同浦尾へ投宿
▲川尻東馬氏（京朝報記者）　同日滿洲へ向出發

▲京城手形交換高▼

九月	金高	枚數
十九日	三六、二一四、四四	三四九

▲仁川米豆取引所▼

▲前場（十九日）　十月一節九圓五十錢出來高五十石▲十一月一節八圓七十五錢六錢五錢▲二節七十五錢四錢五錢▲三節七十二錢七十錢▲一方出來高千五百五十石

▲後場（十九日）　十一月一節八圓七十五錢六錢五錢六錢▲二節七十五錢四錢▲三節七十四錢三錢二錢一錢二錢三錢▲出來高千八百五十石

▲大阪期米電報▼

▲前場（十九日）　九月限寄十四圓三十七錢▲十月限寄四十三錢▲十一月限六十五錢

▲前場九月止十四圓三十六錢▲十月止五十四錢▲十一月止六十五錢

▲後場（十九日）九月限寄卅二錢止出來不申▲十月限寄五十錢止五十九錢▲十一月限寄六十六錢止七十六錢

▲仁川港の出入船舶▼

▲信濃川丸　廿日大坂より入港
▲同　丸　廿日午後四時大連へ出港
▲香椎丸　廿日午後四時博多へ出港
▲福州丸　廿日正午門司大坂へ出港

▲治外法權▼

新官制の發布と共に寺内子爵以外の某將軍が朝鮮總督に任命さるべしとは内地新聞の傳へて居る說だが、ソレは根據の無い嘘だ、記者の確聞するところに因れば東京政府は陸相たる寺内子をして總督を兼任せしめ、半島の萬事に眼鼻が附くまではヤッて貰ふ積りだ、ダカらして幾らしてもソレは信ずるに足らぬ▲今後の總督に最も必要な資格は軍人だと云ふ者があるが記者は一說として聞置く、併し記者の見を以てすればソレにも增して必要な資格は今後の總督は中央政府及び政界に勢力を有すべきことだ、假令ば乃木將軍が如何に偉くても總督としてはダメだ▲今や我陸海軍大將連中には數に限りがある、此限られた數の中で身内閣に椅子を有し、豫算其他に就いて半島を代表して中央政府の良く計り得る者幾人かあるべき、寺内將軍を措いて他に候補者を求むる、木に椽つて魚を求むるが如しだ▲十五萬人シカ無い半島の耶蘇敎會員中より合併の結果二十萬人の退會者が出來たと報道して居る新聞がある、之れだから世人が新聞の記事を信用せぬことになるのだ▲尤も合併の結果所謂附の會員が減つたのは事實の模樣だ、ソレに就いて宣敎師共が布敎の方便として實業敎育の方面にまで働かふとするのは惡い事ではないが餘計な事だ、神の物は神にカイザルの物はカイザルにと範圍を限るが良い▲其筋では代書人の取締規則を出すソウだが事宜に適した處置だ規則の勵行に因つて代書人が改善さるれば社會が助かる譯だ▲金利の制限說が其筋にあるソウだがこれは無駄だ、羅馬のシーザアでさへ金利制限には成効せずに仕舞つた。

經濟界持ち直る

久しく沈滯に沈滯を重ね極端に人氣を腐らしたる京城の經濟界も近來漸く持ち直り一陽來復……因は多年の宿題たる韓國併合問題解決せられ之に伴ふ恩賞公債の發行ありて遠からず朝鮮の上下に配與せらるべき一般の購買力增進は否が内地人商店に潤ひ來るべく又は本年秋季收穫の既に平年以上の作柄たるを報せらるゝ爲の和平なるあり然れば大小の營業家孰れも安んじて產業の經營に從ひ得べきを以て前途の好望愈々大なるを期待せ……社の企劃到る處に續出し居れり其數の多き既に十を以て數せらるゝが孰……箇月中に必ず一展進を見るに到るべし

●朝鮮佛教大會決議

……名は去る十三日來京城東大門外元興寺圓宗々務院内に於て佛教大會を催ふし左記事項を決議し十六日散會せり

……容し四ヶ月間敎養する事
一、經費支出の件　圓宗院維持費一年四千圓と福祀養成所經費三百六十圓を二十九ヶ寺に於て負擔する事

因に同集會は朝鮮佛教を現態より救ひ其の面目を改めんとするものなりと

●上海總領事入京

花柳界の革命(五)



▽迎合主義の發揮

寺内統監が水野越州の如き消極一天張の野暮な政治家でないことは前號に記した通りである、然るに世人殊に官吏の輩は自分の方から將軍を一方ならぬ入釜敷屋の如く想像し而して彼の臆病者が月下に自分の影を大入道と見て恐るゝが如く、自から作り成した所の幻影に恐れて花柳社會に遠かつたのである、最も合併の樣な大事を眼前に控へて居た當時に在りては縱令幻影に恐れた爲めとした處で豊酒高談放歌亂舞を止めたと云ふ事は善い事であつたに相違ない、將軍自身にした處で將軍自身の口から官吏等に對して花柳社會などに出入するなと云はなかつたにしても彼れ等が其の場合酒池肉林裡に高談放論四邊を驚かす底の痴態を演せざりし事は内心大に喜んで居られた事であらふと推するに難くない、が唯茲に記者の遺憾に思ふことは此れ等官吏連が寺内さんか見へたからと云ふて、急に、然り遽かに極端なる品行方正の皮を被つて藝妓や酒や料理屋なぞと云ふものは一體全体丸いものか四角なものか未だ見たこともないね、と云つた風に明礬を抛り込んだ水道の水の如くイヤが上にも澄し反つて居ると云ふ一事である、然るに其の澄し反つて御座る先生達は又夫れで充分寺内將軍の眼に自分等が品行方正の君子人の如く映てると信じて居るだらうが、思ふに寺内さんは其樣甘手に乘る方ではなく却つて此れを以て吾等と同じく遺憾とし且つ滑稽な奴等だと私かに嗤ふて居られることであらふと思ふのである。

世に厭ふべきものも多いが其の内最も厭ふべきものは彼の迎合主義なるものだ、此の主義者なるものは主人が酒が好きだと云へば性來の下戸までが酒盃を手にし、主人が餅菓子が好きだと聞けば直ちに盃を棄てゝ大に餡を甜つて密かに胃散や胃活にムセて居る連中である。茲に極端なる迎合主義の一例を擧げんに、往年布哇に駐在したる帝國領事に安藤太郎と云ふ男があつた、此の男たるや彼の正覺坊をも凌ぐ程の大酒家で奈良漬同樣酒の香が脱けたら何うにもならぬと云ふ男だつた、此の男が領事として駐在することになると上戸連は我黨萬歳の歡聲を上げる、下戸黨は借てこそ我黨の一大事とは成りにけりの格で我れも〳〵と酒を嘗めるべく努めた、デ此の連中が修業を積んで何うやら一人前の呑助として許さるべく成つた頃、安藤先生何に感ずつて禁酒會員となり耶蘇信者となつた、恰度其の時のこと今は故人の榎本武揚子より安藤に對して好物の清酒正宗二樽を贈つて來た、之れを見た安藤先生主義改宗に奥書をする意味から領事館庭に於て館員一同環視の内に夫れを叩き壞した今は悉く上戸となつた館員の狼狽一方ならずスワコソと斗り杯を破り德利を碎いて又悉く耶蘇教の洗禮を受け禁酒會員となつたのである、要するに此の館員の安藤に對する迎合主義の發揮は極端なものであつた、何も安藤が酒飲みだからとて、又禁酒會員となり耶蘇信徒となつたからとて自己を棄てゝ迄も此れに迎合するには當らぬのだ、要するに斯くの如きは些の自尊心なき奴隷根性から來るものである、而して世の中は果して斯く迄も卑劣に保護色を發揮せねば渡つて行かれぬものであらうか、と當時之れを知れるものは同館員を嗤笑したものである、斯くの如く猛烈手輕に豹變するこどを得たる當時の君士人も星移り物變りたる今日では耶蘇信者たり禁酒會員たるものは一人もない相である

伊藤さん時代には嫌々ながらブランデーを飲む稽古をしたり曾禰さん時代には頓狂聲を振り絞つて端唄の稽古をしたり今又品行方正を裝ふたりして居る官吏諸君は此の安藤と館員との關係を讀で何んな感じがするか、聞きたいものである。

不埒至極な山師

△三上素隆の鑛山を種に本町一丁目裏通り若月伴五郎方福岡縣人福田宗次郎なる者は福岡地方の空鑛山賣買に從事せる名高き詐欺師にて巧に法網を免れ居る者の由なるが彼は平安南道价川郡北面里黑鉛鑛十五萬二千七百五十坪を所有者三上素隆に對し大分縣人當時鎭南浦居住麻生吾波より買受けの依賴を受けたるが當時三上と福田との間に折合上賣買契約を爲しあるを奇貨とし麻生より金四千圓餘を取出し乍ら該鑛山は第三者に賣却して麻生に取合ぬより同人は木尾大久保小川の三辯護士に依賴し南部署に對し告訴提起せしにぞ同署にて取調中の所福田は民事問題なりと主張し警官に胡魔化し的答辯を爲し居り既に滿洲地方に行かんと出發の準備中を檢事の拘引狀に因り昨十九日午前檢事局に送られたり

第一小學校の休課

▽構内に於て赤痢發生

日之出町小學校小使河田八郎長女ひで(十三)は同校三年生なるが十八日午前より下痢し始め午後七時頃校醫の診察を乞ひし所赤痢と確定し大韓病院へ入院せしめたり而して校内は嚴重なる消毒をなせしも猶ほ傳染の恐あるより兒童は十九日より向ふ五日間休課せしむることゝなりたり

●老妻に捨てらる

偖ても世は樣々のものかな若い妻女や所夫に秋の扇と見棄てられて味氣なく〳〵世に住み兼ねて死出の旅路に上るがあれば此れは又二十も歳の上なる皺苦茶婆に棄てられたるを苦に病みて一度は病の床に臥す身となりし四十男こそあれ此所京城は長谷川町二丁目古道具屋の傍なる怪し氣なる韓人家屋に素人下宿を營める某と云ふ年も四十二の分別男あり今より二十年の昔天晴志を抱いて此の地に渡來したるに向ふから外るゝもの豈に越中褌のみならんやの格で爲すこと爲すこと食ひ違ふたるにぞ妻君れ何(六十)は後足で砂を蹴つて飛び出したるに某は殿大に驚いた結果が病氣となつたも寢て斗りも居られぬ處から前記の箇所へ素人下宿を初めしも男の手の回り兼ねる處から去る頃今の嚊どんを貰ひ受けたるが何が偖て六十婆に愛想を盡かされる程の亭主殿若い女房に可愛がられ樣筈なく此の節では又候此の方から離縁を申込れて弱り切つて居るとかなり

●雜草の中に棄兒

十八日午後九時頃漢城西部盤松坊阿峴米國人スルス所有地内に棄兒ある事を盤松坊蛤洞統戶不詳曹大福(十三)なるもの發見し西大門分署に屆出たるにより巡査酒井廣太郎檢視したるに阿峴に沿ひたる畑中四尺余の雜草中に生後二三時間を經過せしものを麻布を以て包み頭部を北向けに臥せしめ其の附近に血液の流れたる形跡あるも棄兒には異狀なし原因は朝鮮古來の惡習として私生兒は總て捨つると云ひ居れば生後の養育に窮し遺棄せしものと認めらるゝが棄兒は阿峴兄弟井洞二〇四統六戶洪在夏なるもの引取り養育したき旨申出たるにより引渡し置きたりと

●逃亡娼妓に說諭

福岡縣久留米市京町當時龍山山下町待合杵屋モン方石井トメは熊本市外古町村二本木百六十番地稻田榮作方へ前借金五百圓にて娼妓稼中病氣に依り原籍宅に於て療養中逃走前記の待合に居るを前抱主榮作尋ね來り歸國せしむる樣說諭方龍山憲兵隊に願出たるにより加說し共に歸

●是れも誰故女故

一昨日仁川本町喜多金光堂へ價格四十圓位の十四金婦人持懷中時計を持來り賣却せんとする男の擧動不審なるより連行取調べたるに此奴は熊本縣八代郡宮原町千二十番地山田政雄(三二)と云ふ者にて昨年十二月南部警察署にて九ケ月の處分を受け本月出獄するや又々惡心を起し旭町南大門明治町等の競賣所に於て時計洋服靴等を窃取し仁川へ至り前記金光堂にて時計を賣り其金にて豫て馴染の寺町松山樓花子の許に遊びに行かんとする處を引致せらる

●家出取押へ二件

十八日午後二時仁川新町一丁目伊川繁次郎孫茂次(一五)は本月無斷家出し繁次郎より搜査願に依り龍山署にて搜査の結果旭橋通り肥前屋旅館樋口常吉方に十六日より宿泊滯在し居ることを發見し連行說諭の上歸宅せしめたり▲百圓を持出し家出したる爲め搜査中の釜山大新里坂友市は龍山本町鈴木莊吉方に潜伏し居るを龍山署の探知する所となり取押へ連行引取方願人に示達紹介の爲打電せり

●恐喝取財の公判

本年五月中旬某社員河合貞輔及早稻田大學文科卒業生多田藤四郎外二名共謀して某新聞社名を妄用し元司法廳屬山崎喜一を恐喝し憲兵隊に檢擧せられたる事件は豫審終決し公判に附せられしが昨十九日京城地方裁判所に於て塚本裁判長兩角檢事の掛りにて高橋辯護士辯護人となり公判開廷事實の審問ありたり

●賭博の檢擧二件

十八日午後十二時頃元町三丁目二十七番戶人力車帳場川内又藏方にて藤田鍬之助外七名賭博をなし居る最中山本橫山の兩巡査檢擧し引致取調中▲同時に灘頂部大第五十三統十戶崔召史方に於て李龍鎬外四名賭博開帳せるを巡査補朴河原發見せしを以て外二名の巡査と共に出張し檢擧取調中

●小櫻のれ芽出度

新町遊廓第一樓支店小櫻事小室たか(二五)は十七日限り泥足を洗ひ去る請負人の女將として丸髷姿も好く似合つたり

●仁川雜事

仁川本町二丁目十三番地稅關給仕龜田伊三郎は昨日稅關倉庫附近にて家鴨二羽拾得屆出▲奈良縣多布郡高取町藤川幸次郎(十九)は十七日午後一時頃仁川宮町二七競賣所にて價格七圓位の貝入一箇を窃取し畨洞古物商上杉ゆき方に販賣せんとする處を取押へ引致せり▲仁川宮町本田辯護士事務員宮崎又兵衛と云ふ男は常に善からぬ事のみ爲し贅澤に暮し居るを刑事の探知する處となり目下取調べ中▲敷島遊客は三十七名百廿一圓七十錢の費消

目と耳

▲壽座 今樣能樂二十日の代り番組藤戶(泉晌三郎、森岡義三、大高一郎、瀨尾平也、守田信光)芦刈(泉薫、水野益雄、大高一郎、瀨尾平也、守田信光)黑塚(泉房、森岡義三、大高一郎、石田熊吉、瀨尾平也、守田信光)石橋(泉房、森岡義三、大高一郎、石田熊吉、瀨尾平也、守田信光)(狂言)骨皮、千鳥、靭猿、瓜盜人、附祝言

▲浪花館 金馬一座二十日代番組壽限無(金平)指寫し繪獅子の舞(金遊齋)常盤津並に浮世ぶし(小つま)どもりの大根(市馬)藥かん(金勝)音曲手踊り(金登喜)人情噺前夜の纏(花圓遊)曲藝いろ〳〵(龜次郎)尺八の曲俗歌種々(花堂)猫退治(金馬)大切新作喜劇女義太夫

▲歌舞伎座 合同劇二十日代番組御祝儀「寶の入船」一場「なさぬ中」二場「綴れの錦」三場「意外〳〵」五場「結婚買貢」三場

●諸流生花會を觀る(下)

白醉庵觀阿(投)

偖て是は至極難問であるがそんなことはどうでもよいとして余か認めた橫綱なるものは三光流の金冷齋を(梅)とし一つは池坊七星堂を(常陸)と推すのである其故は金冷齋の方は何處迄も「デップリ」した生け方で七星堂の方は何處迄も「スラリ」と延びた姿であるからであるのであるそこで主客兩面間に清光齋をなぜ排斥したとの疑問も起るだらうが余が見る所では平素の貫目はいざ知らず當日の出來ばへから云へば各派の花に同類の器れまけに同格職と來て居るがうこが恰ら玉章先生が門弟玉華の作に一場負けをする嫌のある樣な譯で世の中は丸呑みにされないのであるのである、然らば觀阿若は該瓶中如何なる枝幹の配置の點如何な花葉の疎密の點に依りて其優劣點を見出したかとの攻擊もあらんがそは素より家元が許すに目代を以てする以上双方而かく著しき弱點を見出し得ないのは當然であるが失敬ながら消光齋の見て以て弱しとした處は長短浮沈の工合が七星堂のそれに劣れると(翼の後ありらい)も七星堂のそれに比し弱點を認めたからである諸士異論ありや否

序に觀客側に附て至極不愉快を感じたことがある而も禮讓を重んづべき華道をたどる舞臺のことゝて觀客何れも謹嚴を守るそか中に三人連の女學生は入り來れり一人は綿銘仙の單を着して十六位一人は木綿紺絣を着せし十六にていは大柄と云ふ方外の一人は十五位なるも至て小柄者多分三年生ならんが共に學校歸りである其動作常に沈着ならず不絕さは〳〵評言を試み甚しきは花器と職札の間に首差入れて之が裏面をのぞきなどし又某士が腰掛に腰打掛けて一心不亂に其花を賞翫せらるゝ前につゝ立無作法にも大けつを其人の鼻先に突き出し且つ退きしため其人の足の甲に蹈み上りたり何も辨へぬ下流のれ孃さ思の外宋廣さんが至極叮嚀なる挨拶あるを見ては無論花に對する心得もある上流の令孃なること跡にて分りたり余は餘りのことに始終其動作に眼を放たなかつたどうか學校教員なり華道教授職なり遠慮なく注意を加へられたい者である余も亦不作法を顧みず茲に余か見た對華談を記した

●龍山電話議 シタ姓名在社

今日の運勢

九月廿日舊八月十六日九紫大安戊子平社日△一白賣買取引金品授受故障生じ易し旅行新事婚談に忌む△二黑會商談議談議委囑に吉療病衞生に留意すべし△三碧葛藤訴訟の端起らんとす其他進んで吉△四綠家庭の事煩累あり其外靖寧△五黃便宜若くは援助を得るの日又失費散財多き日とす△六白建築動土に吉新事及旅行婚談に忌む△七赤盜害遺失の恐れあり旅行起業開店相談雇入れ見合せの事△八白建築金融の業に好し誘引懇願を斥くべし△九紫批評若くは咎にあふあり盜難及火の元注意新事見合せ(本町五丁目三一館判斷)

●天氣豫報(自十九日午後六時至二十日午後六時)

南風 晴

浦上榮作儀病に養生不急相叶本日死去仕候間此段生前辱知諸君へ謹告致候也
追て葬送の儀は來る二十日午後三時自宅出棺本町七丁目日韓禪寺に於て相營み申候
明治四十三年九月十八日
妻 浦上リン
弟 同 申三
兄 森下繁作
親族 荒尾留喜 新居歡次郎 宮崎佳太郎 宮崎敬造 小山時治

經濟界持ち直る

久しく沈滯に沈滯を重ね[illegible]人氣を[illegible]持ち直に[illegible]回復[illegible]近かるべきを豫想するに到りたる[illegible]なる原因は多年の宿題たる韓國併合問題解決せられ之に伴ふ恩賞公債の發行ありて波から朝鮮の上下に配與せらるべきより疲弊困憊の極に達せる朝鮮民も茲に[illegible]活路を啓くを得て隨つて彼等一般の購買力の增進は吾が内地人商店に潤ひ來るべきこと又は本年秋季收穫が既に平年以上の作柄たるを報せらるゝ爲めなる[illegible]に之に加ふるに併合後は民心も[illegible]道を通じて殆んど無風の利率なるあり然れば大小の實業家既にも安んじて產業の經營に從ひ得べきを以て前途の好望愈々大なるを期待せら而して彼是相待てる此現象は遠からず氣配の品進を促がし通頃各種商工業會社の企劃到る處に簇出し居れり其數の如き既に十を以て數せらるゝが茲二三箇月中に必ず一展進を見るに到るべし

●朝鮮佛教大會決議

京城及各道に於ける重なる寺僧百三十名は去る十三日來京城東大門外元興寺圓宗々務院内に於て佛教大會を催ふし左記事項を決議し十六日散會せり
一、布教養成所設置の件 布教師の位置を進むる爲め養成所を設け全國二十九寺より生徒一名づゝを撰拔收容し四ケ月間教養する事
一、經費支出の件 圓宗院維持費一年四千圓と前記養成所經費三百六十圓を二十九ケ寺に於て負擔する事
一、副教師長一教師一助教三を置く事及圓宗々務役員廿一名を改選したり
因に同會は朝鮮佛教を現狀より救ひ其の面目を改めんが爲めなりと

●上海獨總領事入京

上海駐在の獨逸總領事は十九日夜南大門着車にて安東縣より入京せり

臨時水害救濟會寄附金募集廣告

今回の水害は近古未曾有の慘事にして其範圍頗る廣く東京、神奈川、千葉、群馬、埼玉、栃木、茨城、福島、宮城、岩手、山梨、長野、新潟、靜岡、三重、愛知、秋田、山形、鳥取等の諸府縣に涉れり此等羅災地方の人民は或は其家屋を流亡し或は父母妻子離散し衣食の窮乏を訴ふるもの其數幾十萬人の多きに上る眞に痛嘆に堪へざるなり若し之を等閑視するときは飢餓に亞ぐに病疫を以てし悲慘の狀況日々增大せんことす豈急遽之を濟せすして可ならんや是に於てか我々有志相謀り治く天下の同情者に訴へ寄附金を募集して以て適宜各府縣に分配し救恤の資に供せんと欲す大方の篤志家諸君希くは本會の旨を諒し奮て此擧を贊助せられんことを

明治四十三年八月

東京日比谷衆議院圖書館內

臨時水害救濟會

總裁 侯爵 松方正義
副總裁 長谷場純孝
副總裁 男爵 澁澤榮一
常務委員 益田孝
同 豐川良平
同 中野武營
同 林田龜太郎
同 太田峰三郎
會計監督 佐竹作太郎
同 根津嘉一郎

注意
一 寄附金は金一圓以上の事
一 寄附金締切は九月三十日限りとす
一 寄附金は特に特定なき地方は左記宛便宜御郵送被成下度候
東京市日比谷衆議院圖書館內
臨時水害救濟會會計監督